

介護保険事業所での事故発生時の報告等の取扱い

1 主 旨

介護保険事業者（以下「事業者」という。）は、介護保険事業所において、事故が発生した場合は、利用者の家族や市町村に報告等を行うことが厚生省令及び厚生労働省令で定められている。

本取扱いは、八尾市への事故の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものである。

2 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行う介護保険サービス（以下「サービス」という。）提供中の利用者、入所（入院）者（以下「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故とする。

3 報告すべき事故の種類

(1) サービス提供中における下記の事故については、原則として全て報告すること。

- ① 死亡事故（疾患の終末期の死亡及び老衰等の自然死を除く。）。
- ② 医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

(2) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断される下記のものについて、報告すること。

- ① 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。
- ② 食中毒及び感染症が発生し保健所へ届出たもの。
- ③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの。
- ④ その他、八尾市が報告を必要と判断するもの。

3の2 3(2)②の食中毒及び感染症が発生した場合の報告について

(1) 集団で生活又は利用する介護保険事業所は、感染症及び食中毒が発生又はそれらが疑われる状況が生じ、次の①から③の場合は、速やかに報告する。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合。
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

4 報告すべき事故の範囲

- (1) 事業者側の過失の有無は問わず、上記3に該当する場合（利用者の自己過失による負傷等を含む。）
- (2) 事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの（施設内の医療処置を含む。）
また、それ以外の場合であっても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるかと判断される場合
- (3) 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合（家族等と紛争が生じる可能性のある場合を含む。）
- (4) その他報告が必要と判断される場合。

5 報告事項及び様式等

報告事項及び様式は八尾市がホームページに掲載する「介護保険事業者事故報告書」（以下、「市報告様式」という）の通りとし、やむを得ない場合を除き、原則市報告様式にて報告するものとする。ただし、市報告様式に記載している報告事項と同一の内容が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えないものとする。

6 報告先

- (1) 事業者は、事故発生に対し、本取扱いに従い、当該利用者等の保険者である八尾市に報告する。
- (2) 八尾市内に所在する介護保険事業者で事故が発生し、利用者等が他市町村の介護保険の被保険者である場合は、当該市町村の指示に従って報告するとともに、八尾市に対しても速やかに報告書の写しを送付する。

7 報告の時期・手順

- (1) 第1報は、少なくとも市報告様式の1から6の項目について可能な限り、記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に八尾市へ提出すること。
- (2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

8 その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、八尾市の指示に従う。

附 則

この取扱いは、令和元年 8 月 1 9 日から適用する。

附 則

この取扱いは、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この取扱いは、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

法的根拠

- ・介護保険法（平成 9 年 1 2 月 1 7 日法律第 1 2 3 号）第 2 3 条（文書の提出等）、第 2 4 条（帳簿書類の掲示等）、第 1 7 6 条第 2 項（連合会の業務／苦情処理）
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年 3 月 3 1 日厚生省令第 3 7 条）及び関係省令の義務規定
- ・介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和 3 年 3 月 19 日付老高発第 0319 第 1 号、老認発第 0319 第 1 号、老老発第 0319 第 1 号）
- ・介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和 6 年 11 月 29 日付老高発第 1129 第 1 号、老認発第 1129 第 1 号、老老発第 1129 第 1 号）
- ・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成 17 年 2 月 22 日付老発第 0222001 号）